

点検は防火のはじまり しめくくり

秋の全国火災予防運動・11月26日～12月2日

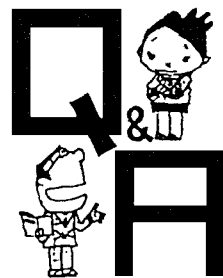
11月26日(土)から12月2日(金)までは「秋の全国火災予防運動」の期間です。ことしは「点検は防火のはじまりしめくくり」を統一標語に1週間、火災予防運動が行われます。年末を控え、なにかとあわただしく、ストーブなど火の気を使う機会も多くなります。気持ちを引き締めましょう。



火のもとの点検を!

Q 保険料が上がるのは：
保険料が毎年上がります
がどうしてですか？
A 国民年金を支給する場合
その費用の三分の二は、
加入者の納付した保険料とそ
の積立金の利子収入で、残り
三分の一は、国の負担金で賄
われています。
近年、人口の高齢化が進む
につれて、国民年金の受給者
は増加しています。また、年
金額は、老後の生活の支えと
いう性格上、物価の上昇に対
して引き上げるといふ対策が
なされています。

あなたの年金相談室



このように、増え続ける年
金給付額に対応するためには
現在一人当たり約八〇〇〇円
程度の保険料が必要となりま
す。
しかし、国民年金の加入者
は、職業も所得もさまざまな
ので、一気に高い保険料をと
いうわけにはいきません。そ
こで、加入者の負担が急激に
大きくならないように、毎年
段階的に引き上げる方法が取
られています。

老齢年金・通算老齢 年金の請求について

年金を受ける権利は、要件
がととのったときに事実上発

年金の種類	必要な書類
老齢年金	1. 国民年金手帳 2. 印鑑 3. 最終支払領収書 (60歳請求者のみ) 4. 預金通帳 (口座振込の場合)
通算老齢年金	1~4は上記に同じ 5. 通算対象期間確認請求書 (共済組合の場合は、組合で発行したもの) 6. 年金証書の写し (他の制度から年金を受けている場合) 7. 戸籍抄本=請求者のもの (配偶者の期間=カラ期間を必要とする場合)

生しますが、要件を満たした
人は、要件をすべて満たして
いることの確認をうけること
が必要で、この受給権の存
在の確認をすることを裁定の
請求といえます。年金をうけ
とるには裁定請求をしなければ
なりません。
詳しくは
市民課年金係 (三)二一〇一
内線二四四五

農業祭りへ お出かけ下さい

農業の振興を図り、米の消
費拡大を推し進めるため農業
祭りを開きます。主な催し物
は次のとおりです。農家以外
の人にも十分楽しんでいただ
けるよう計画していますので
多数おいで下さい。
なお家庭菜園・日曜農業な
どについての、農業なんでも
相談”を行いますので、この
機会に是非ご利用下さい。
日時 十一月十三日(日)
九時～四時
会場 谷村第一小学校
催し物 ○農林産物品評会
○農業なんでも相談
○餅つき大会
○昼食弁当無料配布
○豚肉・野菜・花木・

造林用苗木のあっせん

南都留森林組合では、来春
の造林用苗木をあっせんしま
す。希望者はお申込み下さい。
申込期限 十二月二十五日
※期日が過ぎても申し込みは
受付けますが、補助金交付が
来年度になる場合があります。
苗木代金
すぎ 七十円
ひのき 七十円
あかまつ 三十円
からまつ 三十五円



一般日用品等の販売
詳しくは、農林課(三)二一〇一
内線二二二三へ。

注意事項

- 一、植栽地は必ず立木伐栽届
出書を提出のこと。
 - 二、苗木申し込みの際は植栽
予定地の、字、地番、及
び現況を調べ印鑑を持参
して下さい。
- 造林計画書は森林組合で作
成します。